

広島中学校諸費等の納入について

平成 30 年度 10 月から 3 月（後期）分の諸費等の額は次のとおりです。
御不明な点がありましたら、事務室にお尋ねください。

1 諸費額等

(1) 各学年の諸費額等

① 1 学年

(単位：円)

	引落日・納期限	金額	内 訳						
			給食費	生徒会費	学年会費	学習費	PTA 会費	教育振興費	設備費
10 月分	10/31 (水)	8,400	6,300	—	—	300	500	350	950
11 月分	11/30 (金)	8,400	6,300						
12 月分	12/31 (月)	7,200	5,100						
1 月分	1/31 (木)	7,200	5,100						
2 月分	2/28 (木)	7,500	5,400						
3 月分	3/29 (金)	6,000	3,900						

② 2 学年

(単位：円)

	引落日・納期限	金額	内 訳						
			給食費	生徒会費	学年会費	学習費	PTA 会費	教育振興費	設備費
10 月分	10/31 (水)	8,700	6,600	—	—	300	500	350	950
11 月分	11/30 (金)	8,400	6,300						
12 月分	12/31 (月)	6,000	3,900						
1 月分	1/31 (木)	7,200	5,100						
2 月分	2/28 (木)	7,500	5,400						
3 月分	3/29 (金)	6,000	3,900						

③ 3 学年

(単位：円)

	引落日・納期限	金額	内 訳						
			給食費	生徒会費	学年会費	学習費	PTA 会費	教育振興費	設備費
10 月分	10/31 (水)	7,200	5,100	—	—	300	500	350	950
11 月分	11/30 (金)	8,400	6,300						
12 月分	12/31 (月)	7,200	5,100						
1 月分	1/31 (木)	15,900	13,800						
2 月分									
3 月分									

※ 3 学年のみ、卒業にかかる精算処理のため、2・3 月分を 1 月分と合わせて徴収させていただきますので、御注意ください。(寄宿舎費も同様です。)

※ 3 月分の給食費（3 学年については 1 月 31 日（木）徴収分）は、給食停止による過徴収分等を調整した額で徴収する予定です。

(2) 寄宿舎費

月額 36,000 円 を上記金額に加え、毎月徴収します。

寄宿舎費は、寮生のみ徴収します。朝・夕の食事代、光熱水費、共益費、舎室のエアコンリース代、スクールサポーター費用などに使用します。食費及び電気代（部屋分）など、各個人で負担額が異なりますが、一定額を徴収し平成 30 年度終了後精算します。

(3) その他

- ・給食費は、1 食 300 円です。徴収月額は、300 円×給食予定日数で算出した額としています。
- ・学習費は、生徒の学習活動に要する、実験実習材料費などの経費です。
- ・教育振興費は、生徒の教育活動の支援のための、短期入寮施設の寝具賃借料、県外等での対外試合等に係る生徒旅費補助、部活動備品補助などです。
- ・設備費は、普通教室及び選択教室等の空調設備に係る賃借料及び運営経費です。

2 納入方法

(1) 口座振替納付

毎月末日（土・日・休日の場合は前営業日、3 学年の 2・3 月分は 1 月 31 日（木））に、ゆうちょ銀行の指定の口座から引き落とします。口座振替日の前日までに手数料（10 円）を含めて入金してください。※引落日当日に入金されても引き落としできない場合があります。

(2) ゆうちょ銀行窓口納付

毎月末日（土・日・休日の場合は前営業日、3 学年の 2・3 月分は 1 月 31 日（木））までに、別途お渡しする払込取扱票により、最寄りのゆうちょ銀行で納付してください。

3 就学援助制度の活用について

広島県では、経済的理由によって就学が困難と認められる保護者に対し、医療費、学校給食費の援助を行っています。詳細は事務室までお問い合わせください。

担当 事務室

電話 082-491-0270

(担当者 白根)